

中泊町農業委員会会議録

令和元年6月10日

中泊町農業委員会

令和元年度 中泊町農業委員会 6月定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月10日(金) 13時30分～14時30分

2. 開催場所 中泊町役場 小会議室2

3. 出席委員(13人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
			4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦		
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一

4. 欠席委員(3人)

委 員	3番	工藤 輝雄	10番	成田 誠
委 員	13番	木村 巧		

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第7号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第8号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第8号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第9号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第10号 「農業委員会の適正な事務実施について」の活動点検評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 竹 谷 覚 次 長 古 川 明 彦

係 長 打 越 賢 一

7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、令和元年度中泊町農業委員会6月定例総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの、出席者数は15名中12名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。</p> <p>日程第2、議事録署名委員についてであります。会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>異議ないようですので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名委員には、5番青山邦栄委員と6番藤田次男委員の2名を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長と打越係長を指名いたします。</p>
	<p>◎報告第7号</p>
議長	<p>それでは、日程第3の報告第7号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3ページをお開き下さい。報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。</p> <p>令和元年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の賃貸借の合意解約は、2件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告7号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問無し)</p>
議長	<p>無いようですので、報告第8号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>

◎報告第8号

事務局

8ページをお開き下さい。報告第8号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和元年5月実施分)の結果について、次のとおり報告する。
令和元年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。5月分の農地移動あっせん申し出は2件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告終わります。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第8号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長

無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第8号

議長

議案第8号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

11ページをお開き下さい。議案第8号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求め。令和元年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長

議案第8号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

澤田委員

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められるものと思われ。以上ご報告いたします。

議長

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号10番から13番の4件ございました。内訳は、贈与が2件、売買が1件、農地移動適正化あっせん事業による売買が1件となっております。

受付番号10番は、尾別字湯島地内の1筆の畑134平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われ。

受付番号11番は、宮野沢字宮野沢、同所蛭澤地内の2筆の畑1,138平方メートルの母子間での贈与の申請です。譲受人は、譲り渡し人同様にそ菜の栽培をすることでしたが、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件に該当するため、不許可相当と思われ。 (申請取り下げ)

受付番号12番は、中里字紅葉坂地内の3筆の田6,983平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号13番は、豊島字千鳥地内の1筆の田2,931平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号11番を除く、10、12、13番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第8号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第9号

議長 次に議案第9号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 16ページをお開き下さい。議案第9号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和元年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。令和元年6月4日付け中農政第73号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

19ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が7件です。内訳は公益社団法人あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡が6件と、公益社団法人あおり農林業支援センターの買入が1件となっています。

受付番号10番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は3,093㎡です。売買価格は75万円
です。対価の支払い期限は令和元年6月27日を予定しております

受付番号11番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は3,063㎡です。売買価格は65万円
です。対価の支払い期限は令和元年6月20日を予定しております。

受付番号12番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は9,119㎡です。売買価格は365万円
です。対価の支払い期限は令和元年6月20日を予定しております。

受付番号13番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。
関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は1,470㎡です。売買価格は36万8千
円です。対価の支払い期限は令和元年6月20日を予定しております。

受付番号14番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。
関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は3,759㎡です。売買価格は105万3
千円です。対価の支払い期限は令和元年6月20日を予定しております。

受付番号15番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。
関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は3,004㎡です。売買価格は84万1千
円です。対価の支払い期限は令和元年6月20日を予定しております。

受付番号16番は、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は8,972㎡です。売買価格は250万
円です。対価の支払い期限は令和元年6月26日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

事務局

37ページから39ページをご覧ください。今月の利用権設定は新規が4件で面積は
41,461平方メートルです。

受付番号44番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」10,242平方
メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米
1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は
認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま。

受付番号45番も新規の設定で、設定する農地は富野地内の4筆の「田」13,756平方
メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり
20,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認
定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま。

受付番号46番も新規の設定で、設定する農地は福浦地内の1筆の「田」6,886平方メー
トルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米3俵の
価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農
業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま。

受付番号47番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内ほか7筆の「田」と2筆の「畑」10,577平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は田は10アール当たり米1俵の価格、畑は10アール当たり1,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第9号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第10号

議長 次に、議案第10号『農業委員会の適正な事務実施について』の活動点検評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 41ページをお開き下さい。議案第10号『農業委員会の適正な事務実施について』の活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定について、『農業委員会の適正な事務実施について』の活動点検評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定について、次のとおり承認を求め。令和元年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

【資料を基に事務局より説明】

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第10号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局 報告・協議事項について

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

- 1) 業務予定
- 2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議長 それでは、以上をもちまして、令和元年度中泊町農業委員会6月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年6月10日

農業委員会
会長

署名委員

署名委員
